

令和4年度八潮市社会福祉法人指導監査実施計画

社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施にあたり、八潮市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「市要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度八潮市社会福祉法人指導監査実施計画を次のとおり定める。

1 指導監査の方針

法人に対する指導監査については、関係法令及び国の関係通知等に基づき、適正な法人運営及び本市における円滑な社会福祉事業の経営が確保できるよう効率的で実効のある指導監査の実施に努める。

なお、指導監査を行うに当たっては、社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「国要綱」という。）、指導監査ガイドライン及び市要綱に基づいて実施するものとする。

2 指導監査の内容

指導監査は、市要綱第4条の規定に基づき、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。

また、指導監査実施の際は、関係書類を基に、法人の運営等について、関係者から説明を聴くとともに、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿書類等を確認することにより行う。

3 指導監査の対象法人

指導監査の対象法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条の規定に基づき、八潮市長が所轄庁となる法人とする。

なお、本年度の一般監査実施予定法人は、別紙のとおりとする。

4 指導監査の実施時期

一般監査の実施時期は、おおむね令和4年1月から令和4年3月までとし、実施日については、対象法人と調整の上、決定する。

また、特別監査は、必要に応じて実施する。

5 指導監査の実施方法

国要綱及び市要綱の定めるところにより、原則として、次のとおり実施する。

- (1) 対象法人に対し、実施通知を送付
- (2) 事前資料の提出依頼
- (3) 指導監査ガイドラインに基づき指導監査の実施
 - ア 書類確認
 - イ ヒアリング
 - ウ 施設確認等
 - エ 結果伝達
- (4) 監査実施後、速やかに結果通知を送付
- (5) 改善指導事項がある場合、改善状況等の報告依頼